

問11で、(2)働いていないと答えた方は、その理由についてお書きください

- (1) 学生（職業訓練生をふくむ）である (2) 働きたいが適当な仕事がない
(3) 子どもをあずけるところがない (4) 働きたいが気力がでない
(5) 働きたくない (6) 働く自信がない (7) 働く必要がない (8) その他
()

問12、あなたは現在、どういうかたちで生計を立てていますか。当てはまるものに、すべて○をつけてください

- (1) 生活保護 (2) 給与 (3) 結婚生活費用などの仕送り (4) 子どもの養育費
(5) 夫やパートナーの給与 (6) 実家からの仕送り
(7) 児童扶養手当などの福祉サービス (8) その他
()

生計について困っていることや、福祉サービスへのご意見などがありましたら、お書きください。

♪♪♪♪♪ご協力ありがとうございました♪♪♪

I はじめに、 _____ でした時の生活や健康状態についてお尋ねします。

1 あなたはいつ頃、どのくらいの期間、シェルターを利用したかを覚えていますか。

()年()月 ~ ()年()月 日間

2 _____ に到着した時のこと覚えていてることをお話してください。ご自分の気持ちでも、その他どんな些細なことでも結構ですし、子どもさんのことでも結構です。

<参考例> を提示しながら質問してください。

(1) 気分や体調はいかがでしたか。

- ・ボーとしていた(自分がどこにいるのかわからないような感じがした、解離症状)
- ・居ても立ってもいられない感じで、落ち着かなかった
- ・パニック発作が起きた(心臓がバクバクして、薬を飲まずにはいられなかった)
- ・ホッとした(安心した)
- ・久しぶりによく眠れた
- ・ゆっくり食事ができた
- ・本当にできなかつた(夢のなかのような出来事だった)
- ・現実感がなかつた
- ・急にチカラが抜けて布団から起き上がれなくなった
- ・からだの節々が痛かつた
- ・助かつたのだと思った

(2) 一晩寝たり、1日～2日たってみて、どうでしたか。

- ・ビクビクしていた
- ・不安だった
- ・なにも考えられなかった（なにもかもが上の空だった）
- ・いろいろな考えが次々と浮かんで昂奮して眠れなかった
- ・急に疲れが襲ってきてからだの力が抜けてしまった
- ・怖くてたまらなかった
- ・怒りが出てきた
- ・わけもなく涙がでてきた
- ・悪夢を見た
- ・フラッシュバックが起きた
- ・なにも感じなかった

(3) 体調はどうでしたか。

- ・吐き気がした
- ・嘔吐
- ・下痢
- ・便秘
- ・息苦しい
- ・痛み（頭痛・腹痛・胸痛・背中の痛み・膣の痛み・腕や脚の痛み）
- ・月経困難
- ・皮膚の湿疹
- ・排尿困難・頻尿
- ・めまい・ふるえ
- ・声が出ない・喉がつまる
- ・からだの感覚がなにもなかった（麻痺）

(4) そんな気持ちや体調になっていた理由はなんだったと思いますか。

- ・夫（パートナー）に見つかるのではないかと心配だった
- ・誰も信用できなかった
- ・残してきた子ども（家族・ペットも含む）のことが心配でたまらなかった
- ・実家の親や友人に迷惑がかかるのではないかと心配だった
- ・これから先の生活がどんなふうになるのかが不安だった
- ・知らない場所にきたので落ち着かなかった
- ・_____ のことは聞いていて知っていたので安心できた
- ・家をでる準備をしていたので落ち着くことができた
- ・その他

3 _____で生活する時間が長くなるにつれて生活や体調は変化しましたか。 変化した方はその変化の様子についてお話しください。

した

しなかった

忘れた

(1) 食欲

(2) 集中力や気分

(3) 睡眠

(4) 行動力や現実検討能力（思考力）

(5) からだの調子

(6) 自分についての感覚（自分が汚いという感じ・自分が悪いという感じ・自分が自分でなくなったような感じ等）

(7) 子どもに対する感覚

- ・ やっとかわいく思えるようになった
- ・ 声をかけたり食事をつくるのが面倒くさくなった
- ・ 八つ当たりしたくなり叩いたり怒鳴ったりした

(8) 加害者についての感覚

(9) 価値観や生きる気力について（希死念慮なども含めて）

(10) スタッフやボランティアの人に対する感情

4 _____ にいるとき医療機関を利用したり、薬を飲みましたか。

それは効きましたか。また医者にかかって楽になりましたか。

医者に言われて良かったことはなんですか。言われて不愉快だったり悲しくなったりしたことはありましたか。

5 _____ で生活していたとき、次のような気持ちになったり、行動したことがありましたか。(次のことをわかりやすい言葉に変えて質問してください)

- (1) 自傷行為
- (2) 希死念慮
- (3) 解離症状
- (4) 強迫行動
- (5) 摂食障害 (過食・拒食・吐く)
- (6) アルコール・薬物乱用

II シェルターに入所しようと思ったきっかけや当時の家族の状況、あるいはその時に起きた出来事などについてお尋ねします。思いだすことができる範囲で具体的にお話してください。

<参考例>

- ・子どもに暴力が及んだ
- ・殺されると思った
- ・友人の勧め・新聞などを見て
- ・相談機関の相談員に紹介された
- ・110番したとき決心がついた
- ・救急車で病院に行ったときに決めた
- ・子どもの心身に影響がでた
- ・親や子どものこと等について心配ごとがなくなった
- ・「出て行け」と言われた
- ・次の暴力が予想された
- ・自分が自分でなくなるような感じがしたから
- ・生活が底つき状態になった
- ・監禁状態にされたから
- ・夫がおかしいと感じたから
- ・その他

III

あなたが受けた暴力についておたずねします。

1 あなたは次のような暴力を受けていましたか。

	有り	無し
身体的暴力		
性的暴力		
心理的暴力		
経済的暴力		
言葉の暴力		

2 あなたが受けた暴力を具体的にお話してください。思い出せない場合には次のなかから当てはまるものをお示してください。なお、思い出すと辛くなる方は、お話いただくなくても結構です。(替わりに IES-R を実施)

<参考例>

■身体的暴力

殴る、蹴る、つねる、腕をねじ上げる、胸ぐらをつかむ、唾を吐きかける
 物に当たったり家具やその他の物を壊わす、食器を引っくり返したり物を投げつける
 子どもを殴る、子どもを壁に投げ飛ばす
 立ち上がれなくなるほど殴り倒す、髪をつかんでひきづりまわす
 首を絞める、口をふさぐ
 階段から突き落とす、煙草の火を押し付けたり油をかける
 薬物を食物に混入する、川の中に投げ込む、風呂のなかに頭をつける
 ガソリンをかけてライターの火をカチカチする、刃物など凶器を使う

■性的暴力

性行為を強制する、避妊に協力しない、中絶を強要する
 他の女性との性行為の様子を聞かせる、ポルノビデオなどを無理にみせる
 異常な性行為を強要する
 子どものことを「俺の子ではない」という
 買春を強要する、風俗に行くから金を出せという
 娘に性的関心を示す
 子どもができないことを一方的に非難する、妊娠中に暴力を振るう

■心理的暴力

実家の両親を脅す
 出ていけと脅す、殺すと脅す、「死ぬ」と脅す
 大切な物を壊す、目の前で子どもを虐待する、子どもの目の前で暴力を振るう
 執拗で妄想的な嫉妬をする、交際を細かく管理する
 外出を禁止して監禁状態にする、友人や実家とのつきあいを禁止する
 家事のことに細かくケチをつける、日中に繰り返し電話をしてくる
 女性関係を頻繁に行う
 新聞を読ませない、夫のいない時の行動を日記に書かせる
 食事制限をする、トイレの使用を制限する、便器をなめさせる
 家の外に閉めだして鍵をかける

■経済的暴力

生活費を渡さない、家計簿を点検する
 働かない、働かせない
 貯金名義や不動産名義を夫の名義に変更する、借金をさせる、現金を取り上げる
 夫の実家だけに送金する

(2) からだの不調や異変がありましたか。

- 不眠・倦怠感・微熱・震え・めまい・耳鳴り・吐き気
- 手足のしびれ・動悸・発汗
- 便秘・下痢
- 望まない妊娠・望まない中絶・性感染
- 月経不順・月経困難
- 入れ墨を入れられた
- 湿疹ができた
- 難聴になったり目がかすんだ
- 高血圧
- 味や匂いがしなくなった

(3) 救急車を呼んだことはありますか。

- 呼んだ (回) 呼ばない

(4) その他の医療機関を利用しましたか。

- した しない

() 科受診 () 科受診 () 科受診

(5) 診断書を書いてもらったことはありましたか。

- ある ない

(6) 今でも投薬を受けたり治療を継続していますか。

- 今でも継続して受診している () 年前に行かなくなった

(7) 暴力を受けた直後にどんなことを考えましたか。

- 恐怖だった 離婚を考えた 逃げることを考えた
- 子どものために耐えようと思った 自分が悪いのだと思った
- 無力感を持った 死にたいと思った

5 暴力被害の後遺症についてお尋ねします。

(1) イライラして怒りっぽくなったり、落ち込んだり等、気分の変調はありましたか。

(2) 自分や他人に対する感覚の変化がありましたか。

- 罪責感 恥辱感 汚辱感 自分は価値がない
 自分はわかってもらえない 不信感
 自分が自分でなくなったような感覚

(3) 対処行動

- 手首を切る アルコール乱用 薬物乱用 過食
 食べられなくなった 煙草の量が増えた

(4) 意識障害と PTSD

- 解離症状 健忘 離人感 フラッシュバック
 記憶があいまい 覚えていない 気が狂った感じ パニック

(5) 感情麻痺

- 不機嫌 他人ごとのような気がする フワフワした感じがする
 性欲がなくなった

(6) 希望や人生の意味について

- 孤立無援感 絶望感 死んだ方が楽だと思う

(7) 希望や人生の意味について

(8) 加害者についての感覚

- 復讐心 加害者の全能感 理想化 合理化
 憎悪・恨み かわいそう 心配

IV

あなたが起こした求援行動についてお尋ねします。

1 求援行動を起こしましたか。

起こした

起こさなかった

2 「起こした」と答えた方にお尋ねします。どんな行動ですか。次から選んで下さい。

110番する

実家に逃げる、友人に話す、友人宅に泊まる

ホテルに泊まる、ファミリーレストラン等で夜を明かす

車のなかに眠る、野宿する

遠距離列車に飛び乗った

相談機関に相談した

シェルター機能を利用する（婦人相談所・女性相談センター・婦人保護施設・母子支援生活施設・民間シェルター・教会・セーフホーム・お寺）

司法への相談（弁護士・家裁調停）

警察への駆け込み

児童相談所

医療機関（治療・入院）

母子婦人相談員・保健所・福祉事務所に相談した

健康診断や通院治療を行った（外科・内科・婦人科・精神科・心療内科・眼科・歯科・耳鼻科・その他）

精神科通院やカウンセリングを受けた（個人カウンセリング・グループカウンセリング・夫婦カウンセリング・内観療法・女性センター相談・その他）

3 「起こさなかった」と答えた方にお尋ねします。助けを求めなかったのはなぜでしょうか。

V あなたのこれまでの生活についてお尋ねします。

1 子どものころの体験のなかで印象深いものをお話ください。(できるだけ早期のもので、特定な記憶を1～2つ)

2 子どもの頃に一番辛かったことをお話してください。

3 子どもの頃に一番嬉しかったことをお話してください。

<参考例>

両親の離婚・両親の暴力・性的虐待・身体的虐待・家出・いじめ
同棲・中絶・10代の出産

4 大人になってからのことをお尋ねします。

(1) どんな仕事や活動をしていましたか。

(2) これまでに会った人であなたに影響を与えた人はどんな人ですか。

(3) 今まで特別に意味のあった出来事をお話してください。「それを失ったら自分が自分でなくなるような大切なものや事柄」があれば話してください。

5 これまでの苦痛な外傷的体験についてお尋ねします。

(1) それを思いだした時、どのような気持ちになりますか。

(2) それは現在の生活にどのような影響を及ぼしていますか。(CES-D検査項目を調べておき、それについて、具体的に聞く)

眠れますか

食欲はありますか

悪夢などをみますか

(3) そんなときにはどのようにしてやりすごしていますか。

(4) 将来についてどのように考えていますか。(タイム・サークルを参考にしてさらに詳しく聞く)

(5) 経済状態について

(6) 仕事について

(7) 住居について

(8) その他の不満や不安なこと

(9) 法的解決の進み具合

離婚手続き	調停中	裁判中
離婚	成立	未解決
保護命令	申請した	申請していない
生活保護	受給中	年から受けていない
住民票の異動	有り	無し

(4) 現在は誰と暮していますか。

VI

子どもさんへの影響についてお尋ねします。(調査表を見ながら詳細を聞きなおす)現在お困りのことについてお話しください。何歳の子どものさんについてですか。

VII 加害者の特徴についてお尋ねします。

- 暴力団関係者
- 薬物・アルコール・借金・ギャンブル・
- 前科がある
- ストーカー行動
- 暴力のサイクル
- 仕事依存
- 子どもの頃の被虐待体験
- 自傷行為・自殺企図
- 子どもへの虐待
- 親への依存
- 病気や精神症状

VIII これまでに周囲の人や関係機関職員から言われたことのなかで、不愉快な思いをしたことを話してください。

〈参考例〉

今まで我慢してきたのだから、離婚しない方がいい、子どものためでしょう、もっと強くなりなさい、男はそんなもの、一人でやってみれば大変さがわかるはず、大したことはない、どこにでもある話、なぜ言い返さないの、妻は耐えるものだ、男は外で頑張っている、なぜ、逃げないのか、もっと夫をたてなさい、子どもには父親が必要だ

◎最後に、シェルターを利用して初めての感想をお聞かせください。

部屋のスペース	狭い	良い	広い
利用料	安い	良い	高い
スタッフ	良い	普通	悪い
ケースワーク	よかった	普通	不満だった
個人カウンセリング	よかった	普通	不満だった
グループカウンセリング	よかった	普通	不満だった
保育	よかった	普通	不満だった
安全と環境	よかった	普通	不満だった

◎今でも被害に遭っている女性や子どもたちへのメッセージをお聞かせください。スタッフに対するメッセージでもかまいません。

長時間ありがとうございました。今日のお話を今後の支援活動に生かしていきたいと思っています。疑問やご意見がありましたらご連絡をくださればお応えいたします。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
分担研究報告書

DV 加害者の処遇プログラム制度についての比較法的研究

分担研究者 柑本美和 1)

研究協力者 矢野恵美 2)

1) 国立精神・神経センター 精神保健研究所

2) 武蔵野女子大学

要旨：我が国は、アメリカ法を参考にし、2001年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を成立させたが、加害者更生プログラムについては、法第25条で、「国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法について、その調査研究の推進に努めるものとする」と規定するに留めた。今年度は、アメリカ、イギリス、スウェーデンで実施されている加害者更生プログラムを比較法的な観点から検討した。アメリカ以外の国では、未だプログラム導入は試験的段階であったため、アメリカ法を参考にして、日本でのプログラム導入について考察を行ったところ、DVという加害行為に対する積極的な警察、検察活動が行われていない段階で、我が国の刑事司法制度に、有罪とされた加害者に対するプログラムを導入することはあまり現実的ではないとの結論に達した。むしろ、被害者保護という観点から、民事の保護命令制度と連動させる方が現実に即していると考える。但し、その際には、併せて、被害者とその子供の身の安全を守る手段を講じる必要があることを忘れてはならない。

A 研究目的

DV 加害者プログラムとは、加害者による更なる DV 加害行為の防止を通じて被害者の保護を図ることを目的に、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対してカウンセリングやグループワークなどを行うプログラムである。現在、アメリカを始めと

する欧米諸国が、あるいは、アジアでは台湾などが、アメリカで 1970 年代後半に開始されたこの DV 加害者の処遇プログラムを、刑事処分として、あるいは民事の保護命令の一種として司法制度に導入している。一方、我が国で 2001 年 4 月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、アメリカ法を参考にし、

保護命令、配偶者暴力支援センターの設置などDV被害者保護のための規定は設けた。しかし、加害者更生プログラムを導入するまでには至らず、法第25条で、「国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法について、その調査研究の推進に努めるものとする」と規定するに留めた。現在、国のレベルでは、加害者更生プログラムに関する調査が進められており、附則3条が予定する3年後を目途とした見直し作業に向け、導入の必要性、および、そのあり方等について議論が展開されるものと考えられる。

本研究は、こうした問題意識のもとに、諸外国で実施されている加害者更生プログラムを比較法的な観点から紹介し、日本でプログラム導入を検討する際に問題となりうる点について考察を行うことを目的とする。

B 対象と方法

アメリカについては、国内外において収集した文献を基礎とし、インターネットの情報、連邦・州最高裁の判決等も参考にしながら制度調査を行った。

イギリスについては、2003年2月27日～28日にかけて現地調査を行い、関係機関の担当者にインタビュー調査を行った。訪問機関は次の通りである。

- *イギリス内務省保護観察局
- *イギリス内務省矯正局
- *カムデン セーフティネット
- *DVIP

スウェーデンについても、イギリス調査に引き続き、2003年3月3日～5日に現地調査を行い、関係機関の担当者にインタビュー調査を行った。訪問機関は以下の通りである。

- *保護観察所（ウプサラ）
- *地方検察庁（ウプサラ）
- *国立女性センター
- *社会庁
- *保護観察所（ホーンステュール：ストックホルム南部担当）
- *男性センター

C 結果

1：アメリカでの取り組み

アメリカでは、州ごとに多少の違いは見られるが、刑事処分としては、主に、軽罪で有罪認定を受けた加害者に対し、刑の宣告・執行猶予(suspension of sentence)に伴う保護観察の条件として加害者プログラムを科すのが、現在、一般的である。なお、重罪で有罪とされた加害者は、そもそも加害者プログラムの対象にはならない。プログラム受講を言い渡された加害者は、定め

られた期間（各州ごとに異なる）、法律が規定する要件をクリアし認定を受けたプログラムに参加することが義務付けられる。条件に違反したり、新たな犯罪を犯した場合には、保護観察を取り消され、刑の宣告または刑の執行が行われる。また、原則として、プログラム参加費用は加害者の負担である。

なお、州によっては、公判前の段階で加害者プログラムを課し、加害者が問題なく終了すれば告訴（charge）を取り下げるという制度を有しているところもある。

さらには、被害者保護のために整備された保護命令制度に、被害者救済の一手段として加害者プログラム・カウンセリング受講命令を導入している州も多く見られる。保護命令とは、裁判所が、被害者の申請を受け、加害者に対して一定の作為・不作為を命じるもので、暴力行為の禁止、嫌がらせ・迷惑行為の禁止、接近禁止、連絡禁止、立ち退き、生活費・養育費の支払いなどがある。1976年のペンシルバニア州での導入を皮切りに、現在では、50州とコロンビア特別区の全ての地域でこのような制度が整備されている。一般に、保護命令には、緊急時に発令される、効力の短い一時保護命令と、効力が長期にわたる通常保護命令の2種類がある。一時保護命令の場合、裁判所は緊急性を考慮し、被害者の申請のみに基づいて発令できるが、通常保護命令の場

合には、被告の事情聴取を行う必要がある。多くの州で命令違反は犯罪とされており、処罰の対象とされる。保護命令は、種類が多岐にわたるため個々の被害者にあった救済が得られること、また、民事の命令であるため、DV行為が存在したことを証拠の優越の程度に証明すればよく、認定が受けやすいことなどから、DV被害者の保護にとって不可欠な制度となっている。

2：イギリスでの取り組み

イギリス（イングランドおよびウェールズを指す）では、加害者プログラムの司法制度への導入は、未だ、試験的段階にある。

現在、刑事処分としては、刑事裁判において有罪とされた被告人に、刑罰の一種である社会更生命令（community rehabilitation order）の条件として、あるいは、仮釈放の条件として加害者プログラムが言い渡されている。そして、加害者が正当な理由なくプログラムに参加しなかった場合には、新たな量刑言い渡しのために裁判所へ送致されるか、あるいは、仮釈放が取り消されうる。

しかし、イギリスでは、全国統一の加害者プログラムが行われているわけではない。イギリスでは、2000年に刑事司法および裁判所サービス法（Criminal Justice and Courts Service Act 2000）によって、2001年4月に全国組織である、全国保護観察サ